

講習・資格取得費用貸付制度規定

第 1 条 (総則)

この規定は、講習・セミナー受講、資格取得に要する費用の貸付制度の運用、取扱いについて定める。

第 2 条 (目的)

従業員の業務遂行能力向上および自己啓発を促進し、業務拡大と効率向上を図る。

第 3 条 (対象講習・資格)

業界の変化が早く、講習内容・資格の変動も早いため、本規定の対象となる講習・資格は、一覧として定めない。

都度、当該分野知見者（社内、場合によっては社外）による検討と役員の稟議により、対象講習・資格を定めることとする。

第 4 条 (対象者)

正社員、契約社員に適用する。ただし勤続年数 1 年未満のものを除く。

第 5 条 (貸付額)

1. 原則として受講料、受験料を上限とする。
2. 講習、資格の内容、必要度によっては減額される場合もある。
3. 資格試験費用は 1 回目の受験のみを対象とする。
4. 貸付利子は無利子とする。
5. 他の機関からの助成金、給付金、貸付金など、何らかの制度を利用した場合は、その交付金額を差し引いた金額を限度とする。
6. 他の機関からの助成金等の給付が、受講、受験後になる場合、給付までの間、一時的に貸し付けることとする。
7. 原則として貸付は年度内に 1 度とする。

第 6 条 (貸付の申請)

貸付を希望する従業員は〔講習受講・資格取得申請者〕〔講習受講・資格取得費用貸付申請書〕を所属長に提出する。

第 7 条 (審査及び結果の通知)

所属長は申請内容の妥当性を確認し、役員会に提出する。

貸付が決定された場合は、所属長を通じて申請者に通知する。

第 8 条 (貸付契約)

貸付決定を受けた従業員（以下「借受人」という。）は借用書を提出するものとする。

第 9 条 (貸付金の交付)

貸付金は原則として借受人の研修受講料の支払い日までに一括にて交付するものとする。

第 10 条 (返還債務の免除)

1. 借受人が次の各号に該当する場合には貸付金に係る返済責務を免除できるものとする。
 - ①資格に関わらない講座受講後、引き続き 3 年間業務に従事した場合
 - ②資格取得後、引き続き 3 年間業務に従事した場合
 - ③資格取得出来ず、5 年間業務に従事した場合
2. 前項の業務に従事している期間中に、死亡又は業務上の事由により心身の故障のため業務を継続することが出来なくなったときは、貸付金に係る返済責務を免除できるものとする。

第 11 条 (返還)

- 借受人が、次の各号に該当する場合には、貸付金を一括又は月賦により返済しなければならない。
 - 資格に関わらない講座を受講した者においては、3年以内に退職した場合
 - 試験に合格し資格取得した者においては、3年以内に退職した場合
 - 試験に不合格し資格取得できなかった者においては、5年以内に退職した場合
 - 業務外の事由による心身の故障で業務に従事できなくなった場合
- 貸付金の返還は、前項各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌日を起算日として次項に定めるところにより返還しなければならない。
- 貸付金の返還は、借受人の就業期間及び資格試験合否により以下の表のとおりとする。

	資格に関わらない講座受講の場合	資格試験に不合格の場合
1年未満に退職した場合	貸付金全額	貸付金全額
1年以上2年未満に退職した場合	貸付金額の2/3	貸付金額の4/5
2年以上3年未満に退職した場合	貸付金額の1/3	貸付金額の3/5
3年以上4年未満に退職した場合	—	貸付金額の2/5
4年以上5年未満に退職した場合	—	貸付金額の1/5

- 他の機関からの助成金等の給付が、受講、受験後になる場合、給付までの間、一時的に貸し付けた金額については給付された後、速やかに返還することとする。

第 12 条 (勤務期間の計算)

- 資格に関する対象者の貸付金返還の算定基礎となる勤務時間の計算は、資格合格発表のあった日から退職日までの日数による。
- 資格に関わらない対象者の貸付金返還の算定基礎となる勤務時間の計算は、講習修了日から退職日までの日数による。

第 13 条 (事後提出物)

資格に関する対象者は合格後、資格に関わらない受講者は講座修了後、一ヶ月以内に以下の書類を提出しなければならない。

- 資格取得を証するものの写し
- 受講料、受験料の領収書または払込通知書の写し

第 14 条 (その他)

- この規定に定める書類のほか、必要があるときは会社に借受人に対し、貸付金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。
- この規定に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は役員会が別に定める。

付 則

第 1 条 本規則は令和元年 10 月 1 日より制定・施行する。